

令和6年度第2回
新宿区子ども・子育て会議

令和6年9月3日（火）

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

令和6年度 第2回新宿区子ども・子育て会議 会議要点記録

日時	令和6年9月3日（火）午後2時30分から午後4時30分まで
開催場所	新宿区役所本庁舎6階 第三委員会室
出席者 （名簿順）	高橋貴志委員、小原敏郎委員、宮崎豊委員、杉田夏木委員、本多優季子委員、永由良恵委員、千葉伸也委員、石田亜由美委員、湯川徹委員、南美貴委員、小林良一委員、岡本由佳委員
欠席者	大貫奈美子委員
開催形態	公開（傍聴者1名）
次第	1 開 会 2 会長挨拶 3 議 題 （1）「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和7年度～11年度）」素案（案）について （2）新規開設の保育施設について 4 報 告 （1）東京都認証保育所の閉園について （2）適切な保育基盤整備の推進について 5 その他 6 閉 会

1 開会

2 会長挨拶

3 議題

- （1） 「新宿区子ども・子育て支援事業計画（第三期）（令和7年度～11年度）」素案（案）について

事務局 資料1に基づき説明

会長 資料1 ページのにも記載がありますが、この会議は市町村子ども・子育て支援事業計画の部分を中心に確認するということで、市町村子ども・子育て支援事業計画のところが非常に中心的な課題としていつも御議論いただいていますので、質問、御意見ですが、まず第3章について御意見のある方に挙手をお願いしたいと思います。

委員A ちょっと事務局に1点質問です。162ページの17番、産後ケア事業のところで国の基本指針等がまだ出ていないので、これが出次第、確保方策を整理しますということだったと

思うんですけれども、それというのはこの素案ができる今現在はまだ出ていないというだけで、この策定の3月までには出てくる見込みのものなんでしょうか。それともこの計画ができる頃にもまだ出てこないのでしょうか。

事務局 今のところまだ出ていないのですが、この計画ができる頃にはきちんとお示しできるものと考えております。まだいつ出るかということが分かっていないものですから、現段階ではいつ頃というのは明確にお答えできない状況です。

委員B 産後ケア事業に関して、新宿区は利用者に対する助成の面でいうと、中野、杉並、練馬区等と比べて遅れている印象が強い。今後産後ケア事業は産後鬱になった方が来るところじゃなくて、ならないために元気な今利用するというのを目標に誰でも利用できるようなといいと思っています。産後鬱として通院している方が保健所からの紹介でいらっしゃるというケースももちろんあるんですけれども、そうではなくてこちらから保健センターのほうを紹介するという流れの方が、気軽に来所して、支援につなげられるという流れができればいいと思っています。利用者の負担は、中野区の助成を使われる方と10倍くらい違うので、新宿区の方は10倍くらい払ってこなきゃいけなくなってしまうので、今後に期待したいと思っています。

事務局 産後ケアに関するお尋ねでございます。新宿区も支援施設等毎年拡充をしております、今年度も1か所、ショートステイに関しましては拡充して、今4か所で実施しているところでございます。

委員B 利用できる期間が短いのと、本当に産後すぐの方が病院でそのままという方が多いので、大変な時期に来られるといいなというのが願いです。

事務局 ショートステイに関しては、今3泊4日という利用日数なんですけど、拡充を検討中でございます。それと支援施設に関しても、今後も引き続き拡充をしていく予定でございます。ニーズが高いことは認識しておりまして、利用数も増えてきておりますので、支援施設となり得るところと調整を図りながら整備していく予定でございます。

委員A この計画の大きな考え方というか、国のさっきの基本指針とかの考え方なのかもしれませんが、5年前にこの計画、第二期をつくるというときはまだまだ待機児童の話があつて、保育所を整備していきましようという考え方があったと思うのですけれども、さっきの人口推計なんかを見ても子どもはどんどん減っていきますよというような推計値があつたと思いますが、その中で、国の基本指針の考え方もそうですけれども、どんな考え方が大枠としてあるのかどうか。どんなテーマでこの計画は考えてつくられているんだろうというのが知り

たいなと思います。

事務局 まず、この第3章においては、国のほうの指針を踏まえて量の見込みですとか確保方策を語っている部分になりますので、そういう意味では、それぞれのいわゆるニーズといたしますか、量の見込みを吸収できるように確保方策を充実させていくといったことになりますけれども、一方で、今計画では、説明資料の中にも記載している6つの事業が追加されておりますので、その部分につきましては、より子育て支援を強化していかななくてはならない部分加わったものと考えておりますので、今後取組を検討していく部分になろうかと思えます。

事務局 81ページをお開きください。この計画の中では子どもの貧困の解消に向けた取組の中で掲げている表ですけれども、こども大綱全体を把握するにはこのページがいいので、このページを使いながら御紹介申し上げます。

国のほうでは様々な方に向けて、例えば先ほど議論のあった産後ケアなどはいわゆる周産期というような方に向けてのサービスも手厚くしましょうであるとか、あるいは施設に入所していないような在宅で子育てしているような方についてもサービスを強化していきましょうというように、ライフステージを通じて様々な施策を総合的に展開していくというようなことが、このこども大綱が言わんとしていることなのではないかなというふうに私自身は思っています。

新宿区もこのこども大綱が出る前から、この5年間の中で、その時々いろんなニーズとかいろんな取組が始まったことを受けて、都度都度対応していきたくつもりでございます。それを今回の第三期の計画の中では、改めて総覧するというようなスタンスで計画はつくってきたところでございます。

このこども大綱のところで言うと、先ほどは貧困のところだけ、(4)だけ御覧いただきましたけれども、(1)から(6)まで、(6)は推進体制みたいなことですから、(1)から(5)までのところをしっかりと広い世代に、子どもの幸せを第一に考えながらやっていこうということが書いてあることでございます。それをライフステージを通じた重点事項として、あるいはライフステージ別の重点事項としてそれぞれこども大綱で掲げてございますが、この大きな枠組みのところ、基礎自治体、区市町村としてできることをしっかりと書き込んでいくというふうなつもりで今回の編集はしているところでございます。

委員 A 認識がもし間違っていたら指摘してください。私の中では、何となく最初の第一期が平成27年で、第二期が令和元年につくって、そのときにはまさに待機児童を何とかしましょ

うねと。それこそ平成27年なんて保育園に応じた支援みたいなものから待機児童をとにかく何とかしようというのが大きなテーマであって、だんだんそれが第三期の今回になるにつれて子どもは減っていくし、待機児童も大分解消してきたし、じゃあ次のステージはというのがこの間、こども家庭庁ができたりとか、こどもまんなか社会とかとにかく子どもを中心に、子どもが主役なんだよねみたいな、そういうような流れになってきたなという印象を受けているんですけども、それと今後の向こう5年間のものというのは保育もちろん大事なんですけれども、子ども一人一人への、例えば量からより質への転換とか、そういうふうに転換しているのかなと見ているんですけども、そのような考え方でこの計画はできているということによろしいでしょうか。

事務局 転換という言葉で言いますと、我々としてはこれまでも質を大事にしてきていて、もちろんこれからも同様にしっかりと子どもの育ちを支えていく、子どもの育ちのベースである家庭の子育て支援を支えていくというような意味では、転換したつもりはないんですね。その時々が必要とか、その時々为国や都の施策の動向もありますけれども、そういったものをなるべくスピーディーに取り入れながら、区の実情に合わせて取り入れながらやってきた営みを続けていこうという思いはベースにあります。それをきちんとこの計画の中で体系化してお示ししていきたいというようなつもりで編さんしているところです。

事務局 保育の質というお話がございました。確かにこれまで待機児解消に向けて施設を作っていくことはございましたけれども、それと併せて、保育の質に関しては研修と指導検査等でやってきたということもお話しさせていただいたところです。

ただ、公立、私立にかかわらず、その時々状況に応じてやり方、それから、その内容、全て見直しを行いながら実施しています。また、小規模で保育士さんが少ないような施設では、例えば公立の園長先生の退職した方がいるんですけども、そういう方を例えば相談の相手に、保育園に行ってもらって巡回で保育士さんの相談に乗ったり、そういったこともしています。ですから、言葉にすると研修や指導検査というような形で同じなんですけれども、実際に中身は大きく変えながら、その時々に応じて対応しています。そういった意味だと、私立保育園、公立保育園ともその状況に応じて地域の特性等を生かして進めていますので、保育の質に関しましては向上という形をこれまでも実施してきているというふうに思っております。

委員 C 地域の子育て事業ということでこうやって支援事業計画をこれほどしっかり作り込んで、お考えになって、また実施いただいていることは大変なことだと思いますし、ありが

たいことだなと思って、新宿区の子ども関係部署の皆様方には大変ありがたいことです。

ただ一方、保育の量の話で、保育施設が充足して余っているということは、前回の資料にもありましたけれども、保育施設はみんな8割ぐらい定員を充足していないという状況があって、新宿区内の保育施設はほとんど充足している施設はないんじゃないですか。幼稚園も漏れなく定員割れしているという状況です。

これまで確保政策で成果も実績も上げてこられたけれども、その政策がこれからどうなっていくのかというときに、維持という言葉しか言及していないんですよ。じゃあ、どうなるか。すごくいい保育をしている保育園さんも、特に民間は経営が立ち行かず軒並み潰れていく可能性があります。これはやっぱり私は地域で一生懸命頑張ってやってこられた保育所の皆さん方、園の先生方に対しても申し訳ないことだと。幼稚園だって70年、100年にわたって地域の公教育を担ってきたものがどんどんこれから潰れていくような状況が今起きているということに対して、もう少し新宿区の皆さんには認識を持っていただきたい。減少させていくことにも手当てを考えていくべきかなと私は思っています。

事務局 我々としては保育ニーズがある以上、それを確保するのは務めだというふうに考えてございます。ただ一方で、民業圧迫みたいなお話がございましたが、施設の整備にあたっては、主に私立保育所の整備を中心に行ってまいりました。そういう意味では、広い意味で言えば民業圧迫というのはちょっと当たらないかなというふうに考えております。

一方で、例えば定員の減みたいなお話もございましたけれども、こちらのほうは個別の保育、私のほうの所管は保育ということになりますので、保育施設の状況に応じまして適宜相談に応じておりまして、これまでの間に定員の減を行った保育所もございます。

委員 D 前計画では141ページの量の見込みのところの表が東南地区や中央地区や西北地区と分かれて出ていたんですが、今回は区全体で1つになっていますよね。これは140ページにある全体で把握していきましょうというふうなことだというふうに理解はするんですけども、そのように変更し理由をもう少し教えていただいたほうがいいかなと思います。

もう一点は、先ほどの議論のところで量の見込みというのが前の令和2年からの第二期の計画のところで保育所定員、利用数、量の見込みというふうなところがあったと思うんですけども、それが多分多めに見積もっているというところもあるんじゃないかと。今回の令和7年、8年、9年、10年、11年というふうなところで見ても、多めに量の見込みを見積もっているんじゃないかなと思うんですが、この算出の根拠というのは余裕を持ってというふうなところで、もう少し国の指針でもより少ないというふうな、出生率がもうちょっと低か

ったらというふうなところの何パターンか見立てがあると思うんですけども、この量の見込みというのは、算出根拠としたら例えばどういうふうな根拠なのかなというふうなところをお聞きしたいなと思いました。

事務局 提供区域の設定につきましては、これまで地理条件、交通事情等があって広範的に保育の確保をしていくためには、その地域の特性に合った保育施設を整備していく、そういった必要があるということで3つの区域に分けて整備を行ってまいりました。具体的には、例えば再開発が多いような地域では、その再開発のビルの中に保育所を整備することを考えたりですとか、そういったところでない場合は賃貸物件を活用した私立の認可保育所等を整備していくとか、そんなように地域の特性に合わせて整備をしてきたところでございます。

その138ページの表組みにありますとおり、そんな整備をしてきたことから各区域ごとの状況としてはかなり改善が見られている、そういったところと、あとは待機児童が4年連続ゼロとなっている、そういった背景があって今回1つの区域として考えているところでございますが、表組みの下のところでは1つの区域として考えていきながら、一方では先ほどお話しした大規模な再開発があって量の見込みに対して対応が難しくなるということが明らかな場合については、区域ごとじゃなくてそのエリアに特化して整備することも考えていきたいと、そういった思いで1つの区域と言いながら個別の事情に即して考えていくと、そういったところでございます。

2つ目の量の見込み等の算出根拠でございますが、こちらは139ページに掲載させていただいているところです。特に前計画と今回の計画で量の見込みのやり方をゆとりを持って前回はやったけれども、今回はそうでなくみたいな、そういったことはなく、基本的に直近の住民基本台帳人口を踏まえて区のほうのシンクタンクで新宿自治創造研究所というところがあるんですが、そちらのほうで人口推計というのをを出してくれています。この人口推計と139ページに書いてございます昨年度行いました保護者に対する調査の結果を踏まえて、世帯を類型化しまして、その類型化した内容と子育て支援施設の利用状況ですとか利用規模を踏まえて量の見込みをそれぞれの事業に即して算出してきたところでございます。

委員D まず1点目のところは3地域に分けなくてこの表示というのは、区民の方は困らないのかなというふうな、困らないんだったら特に大丈夫かなというふうに思ったところです。2点目は、量の見込みは他のシンクタンク等の算出なんでしょうけれども、それは答えが出ているわけですので、合っているのか、合っていたらどうなのかという検証をされていると思うんですけども、そういう検証を踏まえた令和7年からの量の見込みのところの算出

ならいいなと思ったものです。

以上です。

委員 C 今の3区画を撤廃したら、そのエリアに偏らなくていいわけですから、保育所は簡単に言うると作りやすくなるということでしょうか。もしそうだとすると、事業者は困りますよね、きっと。例えば仮にそのエリアなりに定員が充足していないものが幾つもあるのに、本来的に言えば、そこでは保育所を新設することはあまり望ましくないような状況があるにもかかわらず、広域的に見た場合は保育所を増やしてもやぶさかではないぐらいな感覚でもって、その地域で保育所が新設されるようなことがあるのであれば、いいことでは決していないかなと思うんですけども。

事務局 3区域を先ほど申し上げたとおり1つの区域にしました。ただ、実際問題としては、個別の地域の状況によって吸収し切れなくなることがあったりしたら考え直すこともあるということをお話しさせていただきましたけれども、基本的にまずこの5年間について保育ニーズは満たせるものと考えておりますので、新たな施設を作るというようなつもりはございません。それと同時に、仮に大規模再開発みたいなことが発生した場合について、これまでも行ってきた取組ですけれども、その大規模再開発によってどのぐらいのお子さんが転入してくる可能性があるのか、その転入してくる可能性のあるお子さんの人数を今現在、既存の保育施設なり教育施設なりでそのニーズを吸収できるのかどうかというのは、個別に検証してきたところです。

それで、その検証をしながら吸収しきれなくなる可能性がある場合について、この間の整備を行ってきましたし、この後も先ほど言ったような状況の変化があったとしても、既存の保育施設等でそのニーズを吸収できるかどうかというのは常に考えていきますので、そういった考えの下にやっていきます。

仮に万が一、保育施設を整備することになったときには、方法として例えばこの地域あたりに整備を考えていますみたいなことをこれまでもやってきました。今後も万が一整備するとなると、その考え方に即してやっていきますので、仮に進出したい事業者があったとしても、そういう意味で困るということはこれまでも今後もないと思ってございます。

委員 C 今ご説明いただいたように、既存の保育施設で賄えるかどうかということをしっかり考えていただけるというお話だったので、ぜひそうあってほしいなと思います。

保育指導課さんでは認可外保育施設にも指導に行かれているかと思います。その中には企業主導型保育所も入っていますよね。これが新宿区の子育て施策の中に一切反映されてい

ません。ただ、認可外保育施設のくくりの中には認証保育所もあれば事業所内保育所もあって、そこには新宿区である程度、一定程度関与しているから記載があるんだけど、企業主導型保育所は接点があまりない。

ただ、企業主導型保育所はあくまでも企業が主導して保育施設を建てますが、地域枠で新宿区の子どもたちが通っています。しかも、その8割以上が新宿区の子どもたちという園もあります。そういう点を踏まえると、こういった子育て支援の事業計画の中にも企業主導型保育所に通う子どものことが何らかメンションすることを検討してもいいのではないかと思いますし、今の保幼小のそういった研修であるとか、そういった連携であるとかというときにもやっぱりここは声がかかるべきなんじゃないかなと思いますので、ちょっとお考えいただければと思います。

事務局 みなさまに御説明させていただくと、企業主導型保育所というのがありまして、こちらは国のほうで公益財団をつくりまして、企業が主体となって主に従業員のお子さんを預かる保育施設を作ったときに、その設置費用ですとか運営費用を公益財団法人を通じて補助している、そういった性質の保育施設となつてございます。その一方で今、委員からお話が出た事業所内保育所ですとかそういったものにつきましては、基本的に新宿区が認可をした施設となっております。

事業所内保育所の定員設定は、区が事業者さんと相談しながら地域枠についても設定しています。一方で、企業主導型のほうにも地域枠というのが設けられていますが、新宿区においては、その設定には関与しておりません。その保育施設いかんで新宿区のお子さんが大半を占めるところもあるのかもしれない。

一方で、1つの企業が主に従業員の方向けの保育施設を運営したりする類型と幾つかの企業が合同で事業所内保育所を運営しているような、そういう大きく分けると2つの形態がありますので、ちょっと保育園の成り立ちによって違ってくると思います。

先ほど申し上げたような事業所内保育所みたいなものは、保育園に入るときにも区の利用調整というのを通じて、その保護者の方のお困り度というか保育の必要性に応じて点数をつけて保育園に入っていただくと、そういう段取りを認可保育園等と同様に行っているところでございますけれども、企業主導型のほうはそういった区の利用調整を通じた入所というのとはされていないところでございます。ただ一方で、委員がおっしゃったような企業主導型を区とは関係ないもので扱うというようなつもりはございませんので、その具体的な方策として保育指導課が行っている基本的に認可外保育施設、全てが新宿区のお子さんが主として

通っている認可外保育所も含めた指導検査、そういった形で記述しているものでございます。

事務局 研修の部分に関しましては、基本的にまず公立、私立、そちらのほうの要は認可、それから、認証に関しましては、こちらの設置計画の段階から評価とか申請等に関わっておりますので、そういったところに対応しているところです。また、事業所内保育所なども区が認可しておりますので、そういったところには対応しているところなんですけれども、その他のところには今実施していないというところになっております。

会長 接続期プログラムを考えるに当たって、子どもが今いる場所によって接続の在り方にずれが出てきちゃうというのが一番まずい形なので、国公立の幼稚園、保育園、小学校の本当に連携というのはモデル事業も山のように出てくるんだけど、その他のところとの連携の難しさというのは各自治体がやっぱり悩み切っているところで、いろんな問題がそこに集約されて見えてくる大きなテーマだと思うので、ぜひ事務局には研究いただきたいというふうに思っています。

(2) 新規開設の保育施設について

事務局 資料2に基づき説明

委員D できることはそうなのかもしれないんですが、今、都会の園はすごく狭くて園庭もない。ここも児童遊園に行かなければいけない。ただ、実質7月、8月はこの暑さだとお散歩できないと思うんですね。なので、本当にこれぎりぎりの面積で書かれているというふうに見受けられるので、室内の遊び場、プレールームというか、そういう少し広いところの園、代替遊園より室内遊び場みたいなのがあったほうがこれからは日本の今の夏とかの状況を考えるといいのかなと思って、ちょっと意見的なところです。

事務局 こちらの施設は確かに夏の状況を見ると、なかなか代替遊戯場に行くのも一苦労というような状況はあろうかと思いますが、1階の部分に水遊び場を設ける予定となっております。なので、もちろん保育所内も適切に整備する予定でございますが、特に夏の時期、天候もございますけれども、そういったところを活用しながら子どもの育ちに向けて保育をしていく、そういったところを考えた施設となっております。

委員D ありがとうございます。

水遊び場などはどうなのかなとちょっと思っていたので、今のご説明で分かりました。

4 報告(1) 東京都認証保育所の閉園について

事務局 資料3に基づき説明

委員C 今回、認証保育所の閉園ということで報告をお聞きしましたが、これは今後こういった状況に陥った園が閉園をしたい、もしくは意向があるということになった場合、新宿区としては積極的に認めていくという方針というか方向性でいらっしゃるのかどうか。それが認可保育所だとまたいろいろあれがあるのかもしれませんが、企業系の認可保育所の場合、そういう事例もあるところでしょうけれども、社会福祉法人の場合はちょっとなかなか難しい側面もあると思いますが、基本的な新宿区のスタンスをお聞かせいただければと思います。

事務局 これまでも認可も含め、認証保育所等の閉園というのは複数ございました。事業者の方の閉園に向けた考え方がどうなっているのかというのをまず確認させていただくというのが1つです。これが今回は経営状況の悪化というところでもございましたけれども、そのほか、事業者の方がその事業をもうやめたいと思っているとかいろいろ理由は考えられると思いますので、そういったところをまず聞き取っていくというところと、あとは児童数の確保が問題、課題だということがあったときに、基本的に私どもとしては、今回のケースもそうだけれども、一旦なるべく事業者の方にはそのまま園を継続していただくのが一番かと思っていますので、それに向けた方策が何かないのか、例えば広報活動みたいなのところとか、そういったところに何か打てる手がないのかというのを事業者の方と詰めてまいります。今回もそういったことは詰めてまいりました。

そのような相談に応じてきた結果として、こちらの事業者さんは閉じたいということになりましたので、私どももそこはやむを得ないものと判断したものでございます。なので、基本的には継続運営していくためにできるだけ助言をしていく、これが基本的なスタンスではありますが、一方で事情を斟酌した結果としてやむを得ないというようなことになったときには、それは在園児処遇を確実に確保していただいた上で閉園も認めると、そういったところでございます。

委員C 一応そういう認めるという方向というお話でありました。こういうケースはこれから多分もっと出てくるでしょうと私は思っています。それは子どもがいないのにどうやって継続させるのかという話で、その手だてがないのに頑張れと応援しても仕方がない部分もどうしてもあると。それをいい形で撤退をされていくという道筋を新宿区としてもつけてあげるとか、そういう援助のオプションというのも考えてもいいんじゃないかなと思います。

事務局 さっき説明をし忘れたというところがあったので補足させていただきますけれども、在園児の確保に向けた助言ということは先ほど申し上げましたが、それと同時に特に認可保

育施設は定員設定によって公定価格の単価が変わってきます。定員が少ないと単価が上がるというような、そういうような構造がございます。そうしたことがあるために、場合によっては定員を減らして、より実際に確保できる児童数に応じた定員に近づけることで単価を上げて経営改善に資するということもありますので、助言の中にはそういったこともオプションとしては考えてございます。

(2) 適切な保育基盤整備の推進について

事務局 資料4にもとづき説明

委員 F 資料1の100ページのところになります。障害のある子どもたちのいろいろなことが書いてあって、ここに集団保育が可能な障害児という表記があるんですけども、これについていくと、ここで答えをいただく必要はないかと思うんですけども、インクルーシブの概念からいくと、集団保育が可能な障害児というような表現は果たして今の時代に合っているのかどうかというのがちょっと不安だなと思いますので、何か所かこの書きぶりがあるので、ここはちょっと検討を要するのではないかなというふうに思っているので、検討いただくほうがいいのかなというふうに思っています。

それから、98ページのところで非常に細かいところなんですけれども、「子ども総合センターでは」というふうに書かれていて、この子ども総合センターのところでの何か文面があって、変えざるを得ないのであれば仕方がないかなと思うんですけども、「集団の中での療育が可能となるように」というふうになっているんですが、集団の中での療育なんですか。療育という言葉を使うのか、今、療育という言葉はあまり使っていないと思いますので、この点はどうかということと、「子どもの状況に応じて看護師によるケアを実施していきます」ですけども、子ども総合センターでいけば「看護師等」というふうに「等」を入れるべきではないかなというふうに非常に細かい点ですけども、考えています。この辺がちょっと現実と合っていないのではないかなというふうに思うので、ちょっと御検討いただきたいなというふうに思っております。

会長 ありがとうございます。

3点ありました。

事務局 逆に教えていただきたいんですけども、今の98ページの子ども総合センターの医療的ケア児への対応のところで看護師等と委員はおっしゃられたんですが、等にはどういった職種が含まれるとお考えでしょうか。

委員 F ケアという言葉がどういうふうに考えるかだと思うんですけども、ほかの専門職種がいると思うんですけども、例えばOT、PTとかという人たちのことは想定していないのかなとか、STとかという人たちは想定しない言葉なのか、ケアというのが医療のケアなのかどうかというところですね。

事務局 今おっしゃられたことでよく分かりました。医療的ケアができる職種というのは限られているんですね。OTとかSTは医療的ケアができませんので、当初に書いたときに考えていたのは、看護師が行う医療的ケアのことでした。ですので、この「ケア」の前に「医療的」と入れれば、それができるのは看護師だけになるので「等」は要らなくなりますし、「ケア」という言葉にするのであれば先生がおっしゃられた「等」が入ってくると思います。ですので、そこを含めて検討させていただきたいと思います。

委員 F そうすると、集団の中の療育が可能というところもやはり同じだと思うんですね。そこがどうなのでしょう。そこも含めてちょっと考えていただきたいなというふうに思います。ちょっとここが何を言わんとするものなのかということが分からないので、お願いしたいと思っています。

会長 私もちっとこれはうろ覚えなので、保育所で医療的ケアをするときの言葉の使い方、看護師をもちろん中心にしてやるんだけど、そこに保育士が絡んでいくというところから「等」という言葉を使われている文章をどこかで見たなというのがあって、国からガイドライン等が出ているので、チェックすると分かるんじゃないかなと思います。

事務局 そうですね。医療行為と医療的ケアを明確に分けていまして、医療的ケアができるのは基本的に看護師です。ただ、それ以外にヘルパーさんでも研修を受けて認定だったか資格というかちょっとうろ覚えですが、それを得ている方であれば看護師でなくても医療的ケアができるというような形になっています。

委員 F 保育士もそこに入っていると思いますので、先ほどお話があったように医療のケアなのか医療的ケアなのか、医療行為なのか医療的なのかというのはすごく重要だと思いますので、その使い分けはすべきだというふうに思っています。会長がおっしゃっていたのはその辺で、介護福祉士と同じように保育士もある程度の研修を受ければ医療的ケアはできることになりますので、記載を確認していただいたほうがいいかと思います。

事務局 分かりました。確認させていただきます。

あと、療育という言葉あまり使わないと今委員からお話があったんですが、逆にどういった言葉に置き換えられているんでしょうか。教えていただければとてもありがたいです。

委員 F まだ現実的には、日常の中で療育という言葉は使われると思いますけれども、法律用語の中ではどうでしょうか、僕もちょっと不勉強なので療育という言葉がいろんなところでは出てきていないかなと思っていて、療育という言葉ではなくて、だからこそ児童発達支援というような言葉、発達の支援という言葉になっているように思うんですね。療育というのはそもそも造語であって、治療を前提とするというようなことであると思いますので、障害は治療するものかということにもなってきますので、その辺の言葉遣いについては十分に検討をするということであるというふうに認識しているので、すみません、ちょっと勉強不足なんですけれども、日常用語の中で療育という言葉は現実的にもまだ使っているし、療育施設に行くみたいなことはあるんですけれども、文言になったときはちょっと厳しいかなと思うので、精査していただいた上に療育でいいということであれば可能かなということだと思います。

あと、集団の中での療育が可能というのがどういう意味なのか。

事務局 ありがとうございます。委員の課題意識はよく分かりました。おっしゃるとおり児童福祉法上には療育という言葉は出てきません。児童発達支援もしくは放課後等デイサービスというような言葉が出てきます。療育も今造語とおっしゃられたように、明確な定義はおっしゃるとおりないです。使う方によって異なってきたりするのは今御指摘いただいて改めてはっといたしました。ここの言葉をどういった言葉に置き換えればより分かりやすくなるのかということも含めて、ちょっと検討させていただきたいと思います。

あと、先ほどおっしゃられた集団の中でというところが先ほどの100ページにも出てきますので、それと併せてどういった書き方が適切なのかというところをもう一度検討させてください。

事務局 100ページのところで「集団保育が可能な」という表現がどうなのかというような御指摘をいただいたところについては、どういう書き方がよりふさわしいか考えてまいります。

会長 ありがとうございました。

これで今日の議事は全て終了になります。令和6年度第2回新宿区子ども・子育て会議は以上で全て終了といたします。

皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

事務局 次回開催等について説明

6 閉会

午後 4 時 4 1 分閉会